

電気需給契約締結前交付書面

本書面は法令に基づき交付いたします。本書面の内容を十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、契約手続に進んでください。本書面は、お客さまにて保管いただきますようお願いいたします。

当社は、電気事業法（以下「法」といいます。）第2条の13に基づき、お客さまが当社との間の電気需給契約（以下「本契約」といいます。）を締結するにあたって重要な事項を説明するとともに、本書面を交付します。

本書面に記載の電気料金その他の供給条件は、別途お客さまに交付する電気需給契約書（以下「本契約書」といいます。）および小売供給約款に基づきます。なお、本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、その他詳細事項等は、本契約書および小売供給約款をご参照ください。

1. ご契約について

(1) 申込方法

お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ小売供給約款、託送供給等約款を承諾のうえ、ご記入いただいた「需給契約申込書」を当社に提出し、お客さまと当社との間で「電気需給契約書」を締結することにより、電気需給契約が成立します。

(2) 契約期間

本契約成立の日から、本契約で定める契約期間満了日までとします。契約期間満了日の3ヵ月前までにお客さま又は当社から別段の意思表示がない場合は、本契約はさらに1年間同一条件で更新されるものといたします。契約期間が1年を超える場合は、契約期間満了日の3ヵ月前までにお客さまと当社の間で協議し契約更新の有無を決定いたします。

この場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間のみを説明し、更新後に、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号のみを当社が適切と判断した方法によりお知らせすることとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

(3) 供給開始予定日

「電気需給契約書」にてご案内いたします。供給開始希望日は「需給契約申込書」にご記入ください。

(4) 契約電力

- ① 契約電力が500kW以上のお客さまを「協議制のお客さま」といい、契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- ② 契約電力が500kW未満のお客さまを「実量制のお客さま」といい、契約電力は、当社から本契約に基づく電気の供給を受ける以前に他の小売電気事業者との間で契約を締結していたお客さまについては、小売電気事業者を切り替える前の実績値を準用するものとし、料金適用開始の日以降最大需要電力が契約電力を上回る場合は、上回った日以降の契約電力を新たに上回った値に変更するものといたします。それ以外のお客さまについては、その1月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値とします。
- ③ 自家発補給電力の契約電力は、お客さまの発電設備容量を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(5) 供給電圧・周波数

<供給電圧>

高圧電力の供給電圧は、標準電圧 6,000 ボルトとします。

特別高圧電力の供給電圧は、標準電圧 20,000 ボルト以上とします。

<周波数>

北海道・東北・東京エリアの周波数は、50Hz とします。

中部・北陸・関西・中国・四国・九州・沖縄エリアの周波数は、60Hz とします。

2. 電気料金およびその額の算出方法等

(1) 電気料金

料金は基本料金（契約電力×基本料金単価×(1.85-力率/100)）にその一月の使用電力量によって算定した電力量料金（使用電力量×(電力量料金単価+燃料費等調整単価)）並びに小売供給約款の附則第1条（電気料金についての特別措置(再生可能エネルギー発電促進賦課金)）の再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとします。なお、基本料金単価と従量料金単価は、見積書に記載するものとし、燃料費等調整額の算定の基礎となる単価は毎月変動し、上限はありません。

(2) 電気を全く使用しない場合の電気料金

- ①(1)にかかわらず、お客さまが当該月に電気を全く使用しなかった場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）には、基本料金は、契約種別ごとに定められた基本料金の半額とします。
- ②お客さまが当該月に自家発補給電気の供給を全く受けなかった場合には、未使用時基本料金単価によって算定します。
- ③予備電力契約がある場合の予備電力基本料金は、電気の使用の有無を問わず、基本料金単価によって算定します。

(3) 電気料金の変更

制度変更、電気を受電するお客さまの需要場所を供給エリアとするみなし小売電気事業者の電気料金が改定された場合、または電源調達費用等の変動などにより料金等の改定が必要となる場合は、料金単価（割引を含む）を変更することがあります。

- ①当社は事前に新たな料金単価等、およびその適用開始日（以下、新料金単価適用開始日といいます。）をお客さまに通知いたします。
- ②お客さまは、新たな料金単価等を承諾しない場合は、新料金単価等適用開始日の2か月前または当社の指定する期日までに、当社に対して書面にて解約を通知することで本契約を解約することができます。この場合には、本契約は、本契約の各規定にかかわらず、新料金単価等適用開始日の前日をもって終了するものといたします。
- ③上記②に定める期限までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価等を承諾したものとみなし、新料金単価等適用開始日より新たな料金単価等を適用いたします。

(4) 延滞利息は、支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまで、請求料金から消費税等相当額を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合を乗じて算定して得た金額といたします。

(5) 電気料金および料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金等）の支払に要する費用は、お客さまに負担いただきます。

(6) 使用電力量の計量方法、電気料金の算定期間

使用電力量は、自動検針装置により検針します。

電気料金の算定期間は、原則として毎月1日から当該月末日までの期間としますが、契約電力が500kW未満のお客さまの場合は、検針日が異なる場合がございます。

(7) 電気料金等の支払期日・方法

電気料金については毎月、工事負担金その他についてはその都度、原則として振込にてお支払いいただきます。また、支払に要する費用はお客さまに負担していただきます。

支払期日は、算定期間の翌月28日とし、支払期日までにお支払いいただきます。支払期日が金融機関等の休業日の場合は、その前営業日を支払期日といたします。

3. 契約の変更または解約・解除

(1) お客さまからの申出による契約の変更または解約

<契約の変更>

協議制のお客さまは、本契約締結日以降、供給開始日（ただし、契約更新後はその契約更新日。以下同じです。）または契約電力増加日から1年未満の期間内には原則として契約電力を減少できません。ただし、双方が同意すればこの限りではなく、その場合は、変更希望日の6週間前までに当社にその旨を書面にて通知し、当社の了承を得るものとします。

<契約の解約>

料金単価が増加する場合や不可抗力による場合を除き、お客さまは、本契約締結日以降、供給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内には原則として本契約を解約できません。ただし、双方が合意すればこの限りではありません。

お客さまが本契約の解約を希望する場合には、希望日の3か月前までに当社にその旨を書面にて通知することで、お客さまが申し出た該当月の3か月後の月の末日を解約日として本契約を解約することができます。ただし、双方の合意により、該当月から3か月後の月の末日以外の適当な日を解約日とすることができます。

<お客さまからの申出による契約の変更・解約に伴う費用>

①お客さまが、本契約の供給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内に契約電力を減少される場合、供給開始日または契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間の電気料金について、減少された契約電力に対する基本料金の20パーセントと減少割合に応じた使用電力量に対する電力量料金（ただし、燃料費調整額と再生可能エネルギー賦課金を除きます）の20パーセントの合計金額を解約違約金として当社に支払っていただきます。

②お客さまが、本契約の供給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内に解約される場合、供給開始日または契約電力増加日から解約日までの期間の電気料金（ただし、燃料費調整額と再生可能エネルギー賦課金を除きます）の20パーセントの金額を解約違約金として当社に支払っていただきます。

(2) 当社からの申出による契約の解除

当社は、次の場合には需給契約を解除することができます。なお、解除する場合には、15 日以上の予告期間を置いてその旨をお客さまにお知らせいたします。

- ①本契約の不履行の場合
- ②破産、特別清算、民事再生、会社更生等の手続開始の申立てがあった場合
- ③支払停止の状態に陥った場合
- ④手形不渡処分または手形取引停止処分を受けた場合
- ⑤お客さまが電気料金の支払期日を1か月経過してもなお支払わない場合
- ⑥お客さまが本契約に基づき支払い義務を負う電気料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金その他本契約に基づき生ずる一切の金銭債務をいいます。）を支払わない場合

4. 工事費およびその他費用負担

電気の供給開始や契約内容の変更、設備の位置変更、途中解約など、お客さまのご希望やご事情により一般送配電事業者が工事等を行い、当社がその工事費等の費用負担を求められた際には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

また、以前ご契約されていた小売電気事業者との契約に基づき、解約に伴う臨時精算金等が発生する場合も、お客さまにご負担いただくこととなります。

5. 契約超過金および損害賠償

(1) 契約超過金

協議制のお客さまが契約電力を超えて電気を使用された場合には、当社は、契約超過金（当該月の最大需要電力－当該月の契約電力）×基本料金単価×（1.85－力率/100）×1.5）を申し受けます。

(2) 損害賠償

- ①お客さまが故意または過失によって、当社が損害を受けた場合には、お客さまに当社の損害につき賠償責任を負っていただきます。
- ②お客さまが電気工作物の改変等によって当社の供給する電気を不正に使用し、当社に支払うべき電気料金の全部、または一部の支払を免れた場合には、当社はお客さまに対し、その免れた金額の3倍に相当する金額を申し受けます。免れた金額とは、本契約および本約款に定める供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

6. 契約に関わる注意事項

(1) 小売供給約款の変更

一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により約款変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、小売供給約款を変更することがあります。この場合には、小売供給約款に定める供給条件は、変更後の小売供給約款によります。

なお、小売供給約款に規定する事項のうち、電気事業法施行規則第3条の12第1項各号及び同規則第3条の13第2項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

(2) 給電指令の際の措置

当社は、以下の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。この場合、当社または一般送配電事業者は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたしますが、緊急時等のやむをえない場合は、この限りではありません。

- ①一般送配電事業者の供給設備（一般送配電事業者が使用権を有する設備を含みます。）に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合
- ②一般送配電事業者の供給設備（一般送配電事業者が使用権を有する設備を含みます。）の点検、修繕、変更その他工事上やむをえない場合
- ③非常変災の場合
- ④その他電気の需給上または保安上必要がある場合等当該電力会社が電気の供給を中止し、または使用を制限し、もしくは使用を中止する要請を行った場合

(3) お客さまの協力

①力率の保持

需要場所における電気の使用にあたっては、原則として負荷の力率を85%以上に保っていただく必要があります。また、技術的な理由により、当社から進相用コンデンサの開閉をお願いする場合があります。

②立ち入り業務への協力

当社が本契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、および一般送配電事業者等から立ち入り業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入りさせていただきます。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは当社および当該電力会社の需要場所への立ち入りを承諾していただきます。

③電気の使用に伴うお客さまの協力

お客さまの電気の使用が、負荷の特性等によって他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、特に必要がある場合には、当社がお客さまの負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用させていただきます。

④施設場所の提供

お客さままたは当社が、一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を求められた場合には場所を無償で提供していただきます。

⑤保安等に対するお客さまの協力

お客さまは、引込線や計量器など需要場所内の電力会社の設備、またはお客さまご自身の電気設備に異常や故障がある、もしくはそのおそれがあると認めた場合には、速やかに当社および一般送配電事業者へご連絡いただく必要があります。

また、一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼす可能性のある物件の設置、変更、修繕工事を行う際には、事前にその内容を当社および一般送配電事業者へ通知いただき、工事後に影響が生じた場合にも速やかにご連絡いただく必要があります。

⑥需要情報の通知

当社は、供給計画作成のために、お客さまに対して必要な情報の提供をお願いすることがあります。

7. 電源構成等

- (1) 当社は、供給する電気の調達計画を策定し、電源種別ごとの構成比率の計画値および供給した電気の実績値を当社のホームページに掲載いたします。
- (2) 当社は、供給する電気に用いる環境価値について、非化石証書の調達計画を策定し、非化石証書の使用状況の計画値および実績値を当社のホームページに掲載いたします。
- (3) 卸電力取引所等（発電所非特定）から発電される電気に対し、FIT 非化石証書または非 FIT 非化石証書（再エネ指定あり）を使用することにより、実質的に再生可能エネルギー由来とみなし、二酸化炭素排出量を実質ゼロといたします。
- (4) 当社の供給する電気の一部は、静岡県に所在する太陽光発電所で発電されています。当該電源に係る構成比率の計画値および実績値は当社のホームページにてご確認ください。

8. 小売電気事業者の名称等・問い合わせ窓口

名 称：静銀リース株式会社（登録番号：A0963）

住 所：静岡市葵区呉服町1丁目1番地の2 呉服町スクエア7階

電話番号：054-255-7788

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

以上